

家庭における交通安全教育 保護者用テキスト



交通安全まちがいさがし!



一 小学生（子ども）を交通事故から守るために一

登下校や外出時の留意事項

出かける前に子どもと確認

- 持ち物は前夜のうちにそろえる習慣をつけましょう
- 時間的な余裕を持って登校しましょう
- 服装や履物は、明るい色で動きやすいものを（反射材を身に付けて子どもの存在を運転手などに知らせましょう）
- 子どもが、道路や踏切の向こうにいるときは、呼びかけないようにしましょう
- 道路や踏切のそばで、遊ばないようにしましょう



子どもの交通事故 ~4つの特徴~

「大阪の交通白書（令和7年版）」より
《子ども=15歳以下かつ中学生以下》



夕方に！ 子どもが死傷した事故の約35%が、午後4時から6時の間に発生しています。

自宅近くの！ 子どもの死傷者の約41%が、自宅から500m以内の場所で事故にあっています。

交差点等で！ 子どもが死傷した事故の約76%が、交差点やその周辺で発生しています。

飛び出し等により 子どもの事故の原因は、歩行中においては、飛び出しや横断歩道外横断等により多く発生し、自転車乗用中では安全不確認や一時不停止が多い。

一 自転車に乗るときの注意事項 一

乗る前

- 自転車の安全点検をしましょう。《点検箇所を覚える合言葉「ハラブッタベサ」》
点検箇所；ハンドル、ライト、ブレーキ、タイヤ、ベル、サドル
- ヘルメットをかぶりましょう！
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。
【道路交通法第63条の11】
- 自転車事故への備えと、被害者の救済を図るため、自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は自転車保険に加入しなければなりません。
【大阪府自転車条例第12条】

乗っているとき

- 次の場合、自転車で歩道を通行することができます。【道路交通法第63条の4第1項】
 - 自転車歩道通行可の標識等がある場合
 - 自転車を運転している人が児童及び幼児又は高齢者の場合
 - 身体の不自由な人が自転車を運転している場合
 - 車道を安全に通行できない場合（道路工事をしているとき、駐車車輛や交通量が多いときなど）
- 歩道を通行する場合も歩行者が優先。ジグザグ運転や点字ブロック上の走行等他人に危害を及ぼす恐れのある運転は違反となります。車道寄りを徐行しましょう。
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
 - 特に、視覚障がい者（白い杖を持った人）等が歩道を通行している場合は、自転車を降りて進路をあけること。また、おやみにベルを鳴らすこともやめましょう。
- 横断歩道は歩行者のための場所です。
 - 横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。
- 交差点など見通しの悪い場所では、必ず止まってまわりの安全を確認すること



乗った後

- 決められた安全な場所にとめること。（歩道等には絶対にとめないこと）

一 教えておきたい交通安全の知識 一

横断の仕方

【信号機がある場所】 信号を守って横断！

- 信号が青でも、左右の車等がとまったのを確かめてから横断しましょう。
- 信号が変わりそうなときは、無理をしないで次の青信号を待ちましょう。

【信号機がない場所】 道路がよく見渡せる場所で左右の安全を十分確認！

- 車等が近づいているときは通り過ぎるまで待ちましょう。
- 斜めに横断したり走って横断したりすることはやめましょう。

信号機の意味

【信号機の意味】

青……横断することができる。

飛び出しは危険！ まわりの安全を確かめてから横断しましょう。

黄……横断をはじめてはいけない。

赤……絶対に横断してはいけない。

【歩行者用信号機（人の形の記号のある信号機）の意味】

青の点滅……黄信号と同じ意味。横断をはじめてはいけない。

【音響信号（視覚障がい者用付加装置）の意味】

青になると音が鳴りはじめます。音の鳴りはじめから渡るように教えましょう。

踏切の渡り方

- 踏切の手前で必ず立ち止まって左右の安全を確かめましょう。
(一方からの列車が通り過ぎてても、すぐ反対方向から別の列車が来ることがあります)
- 遮断機が降りをはじめてからは絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 警報機や遮断機が作動していないときでも、安全を確認して渡りましょう。

自動車の乗り降り

- 前後の安全を確かめた上で、左側から乗り降りしましょう。
- 乗る前や降りた後、自動車のすぐ前や後ろを横切らないようにしましょう。
- 自動車やバス（路線バスを除く）に乗るときは後部座席でも**必ずシートベルトを締め**ましょう。

自動車の特性

【死角】

- 自動車には、運転席から見えない範囲（死角）があるということ。

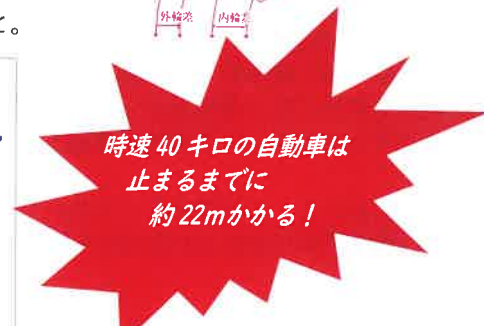
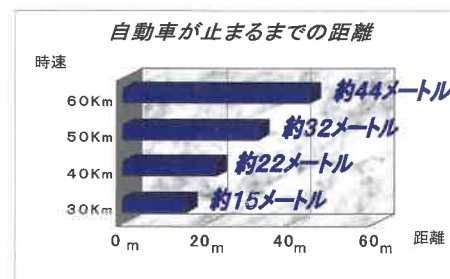
【内輪差と巻き込み事故】

- 自動車が曲がる時、前輪より後輪が内側を通るということ。（内輪差）
- 曲がる方向の内側（例えば、左折車の左側）にいると巻き込まれる危険性があることを教えましょう。



【制動距離】

- 自動車は、急には止まれないこと。



車が止まるまでの距離は、路面の状態によって変わります。



令和7年の大阪府内の交通事故で、亡くなったりケガをしたりした小学生は778人でした。近年、減少傾向にはあるものの、依然、多くの子どもたちが傷つき、尊い命が失われています。

交通事故は加害者・被害者に関わらず、子どもたちの未来に大きな影響を与えてしまうこともあります。

子どもたちを交通事故から守るためには、道路、ドライバー側の対策とともに、子どもたち自身が、危険を予測することや、安全を確認して行動する力をつけることが大切です。

大阪府では、自転車事故の加害者に対し、高額な賠償金を請求される事例も起きていることなどから、平成28年度から自転車利用者は、自転車保険への加入が条例で義務づけられました。

また、改正道路交通法の施行により、令和5年4月から全ての自転車利用者に対して乗車時におけるヘルメット着用が努力義務化となり、令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化されました。

さらに、令和8年4月からは、16歳以上の自転車利用者に対して信号無視や一時不停止など100種類以上の交通違反に、交通反則通告制度（青切符）が導入され、自転車を取り巻く環境が大きく変化しています。

大阪府教育庁では、学校はもとより、家庭においても子どもたちとともに交通ルールやマナーなどについて考え、実践していただくことが重要であると考えています。

ご家庭において、この冊子をご活用いただき、子どもたちを交通事故から守り、痛ましい事故がなくなることを心から願います。

大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課長

参考となるホームページ

警察庁（自転車ポータルサイト）	大阪府警察	（一財）日本交通安全教育普及協会
		
（一財）大阪府交通安全協会	大阪府交通対策協議会	大阪府自転車条例関連
		



2026